

# 県民いきいき活動奨励賞審査委員会設置要綱

## (目的)

第1条 県民いきいき活動奨励賞の適正な運用を図るため、「県民いきいき活動奨励賞審査委員会」(以下「奨励賞審査委員会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 奨励賞審査委員会は、県民いきいき活動奨励賞の授賞候補団体の選考を行う。

## (組織)

第3条 奨励賞審査委員会は、島根県県民いきいき活動促進委員会のうち、次に掲げる者及び県職員のうちから環境生活部長が任命する者で組織する。

(1) 学識経験者

(2) 企業関係者

(3) 関係団体及び市町村の職員

2 奨励賞審査委員会は、6名以内の委員をもって組織する。

3 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 奨励賞審査委員会に委員長を置き、委員のうちからあらかじめ環境生活部長が指名する者をもって充てる。

## (会議)

第4条 奨励賞審査委員会は、委員長が招集し、委員長が委員会を主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

2 奨励賞審査委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。

## (庶務)

第5条 奨励賞審査委員会の庶務は、環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、奨励賞審査委員会の運営について必要な事項は奨励賞審査委員会で定める。

## 附則

この要綱は、平成28年7月5日から施行する。